

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構(以下「機構」という。)職員等の研究活動における不正行為の防止及び不正行為が生じる場合の適正な措置に関し、必要な事項を定め、不正行為の防止及び早期発見と是正を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「研究活動における不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果のとりまとめ(報告を含む。)の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。

- 一 捏造 存在しないデータ、不正な研究結果等を作成すること。
  - 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
  - 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
  - 四 研究費の不適正な使用 競争的資金等を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求に基づき競争的資金等を支出すること、その他法令等に違反して競争的資金等を支出すること。
- 2 この規程において「競争的資金等」とは次のものをいう。
- 一 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金
  - 二 資金配分機関が特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者又はグループを募り資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費(再委託契約によるものも含む。)
- 3 この規程において「部局」とは、機構が設置する大学共同利用機関(以下「機関」という。)をいう。
- 4 この規程において「研究者」とは、機構において研究活動を行うすべての者をいう。

### (責務と権限)

第3条 機構の研究活動における不正行為を防止するため、最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

- 一 最高管理責任者は、機構全体を統括し、研究活動における不正行為の防止について最終責任を負うとともに、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って研究活動における不正行為の防止が行われるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとし、機構長をもって充てる。
- 二 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、機構の研究活動における不正行為の防止について機構全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、機構の研究を担当する理事及び財務を担当する理事をもって充てる。
- 三 部局責任者は、機関の研究活動における不正行為を防止するため実質的な責任と権限を持つものとし、当該機関の長をもって充てる。
- 四 機関に部局責任者を補佐する者を置くことができる。

## 第2章 不正防止計画等

(不正防止計画)

第4条 最高管理責任者は、研究活動における不正行為を発生させる要因(以下「不正発生要因」という。)を把握し、その対応のため、具体的な研究活動における不正防止計画(以下「不正防止計画」という。)を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(研究活動不正防止計画推進室)

第5条 最高管理責任者の下に、機構全体の研究活動における不正防止計画を推進するため、研究活動不正防止計画推進室を設置する。

2 研究活動不正防止計画推進室に関し、必要な事項は別に定める。

(不正防止計画の実施)

第6条 機関は、主体的に不正防止計画を実施するとともに、研究活動不正防止計画推進室と連携及び協力するものとする。

(相談窓口の設置)

第7条 機構の競争的資金等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運営を図るため相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、機構における競争的資金等に係る事務処理手続きに関する機構内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、機構における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

3 相談窓口は、別表のとおりとする。

### 第3章 通報等の処理体制

(通報窓口の設置)

第8条 研究活動における不正行為に関する通報(以下「通報」という。)を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を機構本部事務局総務課研究支援室(以下「研究支援室」という。)に設置する。

2 前項の通報窓口の場所、連絡先、通報の受付方法、通報を行う際の留意事項を機構内外に周知する。

3 機構は、通報内容や通報者の秘密を守るため適正な方法を講じるものとする。

(通報等)

第9条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、何人も申立書(別紙様式)により前条に基づいて設置する通報窓口に通報をすることができる。

2 通報窓口において通報を受け付けた場合は、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するとともに、統括管理責任者は、通報者に受理したことを通知しなければならない。

3 匿名による通報について、統括管理責任者は、当該通報の内容等を最高管理責任者と協議した後、前項による通報があった場合に準じて受理することができる。その際、調査結果が出る前に通報者が判明した場合は、通報者に受理した旨を通知するものとする。

4 報道、学会等により不正行為の疑いが指摘された場合は、前項の規定を準用する。

(調査委員会)

第10条 機構の研究活動における不正行為の対応については、調査委員会(以下「委員会」という。)が行う。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 統括管理責任者

二 部局責任者のうち最高管理責任者が指名する者 若干名

三 その他最高管理責任者が指名する者 若干名

(委員長等、委員会の招集及び議長)

第11条 委員会に委員長を置き、前条第2項第1号の統括管理責任者のうち研究を担当する理事をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名した者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたとき(以下「事故等」という。)は、その職務を代行する。

5 委員長及び副委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

6 委員長は必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(予備調査)

第12条 委員長は、第9条の通報があった場合には、速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 委員長は、予備調査を行うときは、予備調査チームを設置することができる。予備調査チームの構成は次に掲げる者とし、当該通報事案に利害関係を有しない者とする。

一 統括管理責任者

二 その他委員長が認めた者 若干名

3 機関及び機構本部は、通報等の内容に関する事実関係の調査に際して予備調査チームから協力を求められた場合には、当該調査に協力しなければならない。

4 予備調査チームは、通報された不正行為が行われた可能性、通報に示された科学的合理的理由の論理性、調査可能性等について予備調査を行い、その結果を委員会に報告する。

5 委員会は、前項の報告に基づき、原則として通報受理の日から30日以内に本調査を行うか否かを決定するものとする。

6 委員長は、本調査を行わないこととした場合、その旨を理由とともに通報者に通知しなければならない。この場合、機構は予備調査に係る資料を保存し、資金配分機関や通報者の求めに応じ開示するものとする。

7 予備調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

(本調査)

第13条 委員会は、本調査を実施する場合には、決定後原則として30日以内に本調査を開始する。

2 委員長は、本調査を行うときは、その旨を通報者及び被通報者に通知し、調査への協力を求めるものとする。また、委員長から報告を受けた最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関に対し、その旨を通知するものとする。

3 委員会は、本調査を行うため、本調査チーム(以下「調査チーム」という。)を設置する。調査チームの構成は次に掲げる者とし、当該通報事案に利害関係を有しない者とする。

一 統括管理責任者

二 通報された当該事案に関わる研究分野に係る機構外の研究者 若干名

三 その他委員長が認めた者 若干名

4 機関又は機構本部は、通報等の内容に関する事実関係の調査に際して調査チームから協力を求められた場合には、当該調査に協力しなければならない。

- 5 調査チームは、本調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
  - 一 関係者からの聴取
  - 二 関係資料、実験試料等の調査
  - 三 その他調査に合理的に必要な事項の調査等
- 6 関係資料等の調査にあたっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料等の隠滅が行われるおそれがある場合には、実験・観測・解析に係る機器・資料等の保全を行うことができる。
- 7 前項の措置をとる場合には、必要最小限の範囲及び期間にとどめ、事前に被通報者が所属する機関の長(本部においては機構長)の承諾を得るものとする。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。
- 8 本調査においては、被通報者に対して、書面又は口頭により弁明の機会を与えなければならない。
- 9 本調査の実施にあたっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。
- 10 調査チームは、調査結果をまとめ、委員会に報告するものとする。

(審査及び認定)

第14条 委員会は、前条第10項の報告を受け、本調査の開始後150日以内に不正行為が行われたか否かを決定する。

- 2 委員会は、報告に基づき不正行為と認定される場合は、その内容等について認定する。
- 3 委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合又は調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明した場合は、その旨の認定を行うものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第15条 委員会は、前条の認定を行ったときは、直ちに、その内容を最高管理責任者及び部局責任者に報告しなければならない。委員長は、認定及び調査結果を速やかに通報者、被通報者に通知し、最高管理責任者は、資金配分機関に通知する。

- 2 前条第3項の認定が行われた場合は、最高管理責任者は通報者の所属機関に認定及び調査結果を通知する。
- 3 最高管理責任者は、資金配分機関の求めがあった場合は、調査が終了していないときであっても、調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

(不服申し立て)

第16条 被通報者は、第14条の認定の結果に不服がある場合は、認定があつてから30日以内に不服を申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申し立ての審査は、調査チームにおいて行う。ただし、被通報者からの不服申し立ての趣旨が、調査チームの構成等、公正性に係るものであった場合は、委員会の判断により、調査チームに代えて、委員長が指名した他の者(以下「審査職員」という。)に審査させることができる。
- 3 調査チーム又は審査職員は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。この場合において、不服申し立てが認定に伴う措置等の先送りを目的とするものであると判断するときは、以後の不服申し立てを受け付けられないことができる。
- 4 調査チーム又は審査職員は、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、速やかに委員会に報告し、委員長は、当該決定を最高管理責任者に報告するとともに被通報者及び通報者に通知し、最高管理責任者は、資金配分機関に通知するものとする。
- 5 調査チーム又は審査職員が不服申し立てに係る事案の再調査を行う決定を行った場合には、委員

長は、当該決定を最高管理責任者に報告するとともに被通報者及び通報者に通知し、最高管理責任者は、資金配分機関に通知するものとする。

- 6 調査チーム又は審査職員は、再調査を行うに際し、被通報者に対して再調査への協力を求めるものとする。この場合において、協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。
- 7 調査チーム又は審査職員は、前項の規定により審査を打ち切る場合は、速やかに委員会へ報告し、委員長は最高管理責任者に報告するとともに被通報者及び通報者に通知し、最高管理責任者は、資金配分機関に通知するものとする。
- 8 調査チーム又は審査職員は、再調査を開始した場合は、おおむね30日以内に、再調査の結果をとりまとめ、委員会に報告し、委員長は、先の調査結果を覆すか否か審議し、覆す場合はその内容等について認定し、委員長は最高管理責任者に報告するとともに被通報者及び通報者に通知し、最高管理責任者は、資金配分機関に通知するものとする。

(通報者の不服申し立て)

第17条 通報が悪意に基づくものであると認定された通報者(被通報者の不服申し立てに係る再調査により認定された者を含む。)は、前条第1項の規定により不服申し立てをすることができる。

- 2 前項の不服申し立てについては、前条の規定を準用し取り扱うものとする。

(調査結果の公表)

第18条 不正行為が行われたとの委員会の認定があった場合は、最高管理責任者は、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 不正行為が行われなかったとの委員会の認定があった場合は、最高管理責任者は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 3 悪意に基づく通報が行われたとの委員会の認定があった場合は、最高管理責任者は、調査結果及び悪意に基づく通報と認定した理由を公表するものとする。

(調査中における一時的措置)

第19条 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る資金の支出を停止することができる。

(認定後の措置)

第20条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、不正行為への関与が認定された者及び不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)に対し、直ちに当該不正行為に係る資金の使用の中止を命ずるものとする。

- 2 機構長は、機構に所属する被認定者について、資金配分機関が定める措置のほか、就業規則等に従い必要な処分を行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、機構に所属する被認定者について、不正行為が行われたと認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定された研究に係る資金の一部又は全部について、資金配分機関に返還したときは、被認定者に対し、求償することができる。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第21条 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、通報された研究に係る資金の支出の停止及び証拠保全の措置を解除するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定した旨を、調査関係者に対して周知する。た

だし、当該事案が調査関係者以外に漏えいしている場合は、当該漏えいしている範囲についても周知する。

- 3 最高管理責任者は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉回復その他の措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

#### 第4章 通報者・被通報者の取扱い等

##### (通報者の保護)

第22条 機構長は、不正行為に関する通報者が通報等をしたことを理由として、当該通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

- 2 機構長は、通報者が通報等をしたことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。
- 3 機構長は、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚等を含む。)には、就業規則等に従い処分を行うことができる。

##### (悪意に基づく通報)

第23条 何人も悪意(被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの被害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意志をいう。)に基づく通報を行ってはならない。

- 2 機構長は、前項の通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがある。

##### (秘密保持義務等)

第24条 最高管理責任者、統括管理責任者、委員会委員、予備調査・本調査チーム構成員及び通報窓口担当者等関係者は、認定の結果公表までの間、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 調査事実を漏えいした場合、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事実について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

#### 第5章 雑則

##### (庶務)

第25条 委員会の庶務は、研究支援室において処理する。

##### (その他)

第26条 この規程で定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成19年11月 8日から施行する。

## 別 表

## 人間文化研究機構相談窓口設置一覧

機 関 等 名	相 談 窓 口
機構本部	(担当)事務局総務課研究支援室 (住所)東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階 (電話番号) 03-6402-9234 (FAX) 03-6402-9240 (E-mail) shien@nihu.jp
国立歴史民俗博物館	(担当)管理部研究協力課 (住所)千葉県佐倉市城内町 117 番地 (電話番号) 043-486-4205 (FAX) 043-486-6494 (E-mail) kenkyo@ml.rekihaku.ac.jp
国文学研究資料館	(担当)管理部総務課研究支援室研究協力係 (住所)東京都品川区豊町 1-16-10 (電話番号)03-3785-7131 内 210 (FAX)03-5751-7166 (E-mail) study-ml@nijl.ac.jp
国際日本文化研究センター	(担当)管理部研究協力課 (住所)京都市西京区御陵大枝山町 3 - 2 (電話番号) 075-335-2040 (FAX) 075-335-2092 (E-mail) kyoudou@nichibun.ac.jp
総合地球環境学研究所	(担当)管理部研究協力課 (住所)京都市北区上賀茂本山 457-4 (電話番号)075-707-2147 (FAX)075-707-2106 (E-mail) kenkacho-h@chikyu.ac.jp
国立民族学博物館	(担当)管理部研究協力課研究協力係 (住所)大阪府吹田市千里万博公園 10 番 1 号 (電話番号)06-6878-8209 (FAX)06-6878-8479 (E-mail) kenkyok@idc.minpaku.ac.jp

別紙様式

申 立 書

申立日：平成 年 月 日

人間文化研究機構最高管理責任者 殿

所 属：

職名等：

氏 名：

連絡先：

大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究活動における不正行為の防止等に関する規程第9条の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為について申し立てを行います。

記

1. 対象研究者の所属、職名等、氏名

所属

職名等

氏名

2. 不正行為の種類：(捏造・改ざん・盗用・研究費の不適正な使用の別)

3. 不正行為の内容

4. 不正行為の発生時期

年 月

5. 不正行為の発生場所

6. 証拠資料

7. 対象資金について(わかる範囲で記入してください。)

資金配分機関：

資金名称：

課 題 名：

課題番号：

8. その他参考となる事項(記述は任意とします。)